

建築CPD情報提供制度 認定プログラム

# 改正建設業法 Webセミナー



2025年12月までに施行される、  
建設業法の改正をご存じでしょうか？

例えば、元下間の見積書で使用する「標準労務費」を国が制定したり、原価割れ契約の禁止など、見積や契約のプロセスでその根拠を持つことが求められています。

また「第三次担い手3法改正」の一環として行われるため、公共工事から開始されるとも言われています。

今回の法改正は、**建設業界の常識を覆すような「大ナタを振う」一手**となるでしょう。

〔開催日〕

2025年3月27日（木） 13:30～15:30

2025年4月9日（水） 10:00～12:00



当セミナーはCPD認定プログラムです。

CPD認定プログラムに参加することで、技術者は自身の専門知識やスキルを最新の状態に保ち、継続的な能力向上を図ることができます。また、これらのプログラムへの参加実績は、個人のキャリアアップへの活用や企業の経営事項審査の加点対象となっています。

# 改正建設業法 Webセミナー

今回の建設業法の改正は、これまでの建設業界の商習慣を根底から変えてゆこうという内容が含まれています。知って備えて、対策を講じておきましょう。

講師：曽根 淳（石田データサービス）

## 《 主な法改正の内容 》

- 元下間の見積の**標準労務費**の勧告
- **原価割れ**契約の禁止
- 資材高騰リスクの**情報提供義務化**
- 資材高騰時の変更方法を**契約書に明示**
- **工期ダンピング**の禁止
- **材料等記載見積書**の作成



## 参加お申込み

ご希望のセミナーに☑をつけていただき必要事項ご記入の上、お申し込みください。ZOOMによるセミナーです。お申込み後、追って参加用URLなどを送らせていただきます。

☐ 3月27日（木） 13:30～15:30

☐ 4月9日（水） 10:00～12:00

FAX : 011-688-6431

個人情報を取扱う業務遂行にあたっては、法令及び社内規定に準拠して対応いたします。

貴社名

TEL

ご住所

参加者名1 フリガナ  
氏名

メール  
アドレス

CPD番号

※メールアドレスは必ずご記入ください

参加者名2 フリガナ  
氏名

メール  
アドレス

CPD番号

↑ CPD単位ご希望の方は必ずCPD番号をご記入ください。

※メールアドレスは必ずご記入ください

※「本セミナーは、下記のCPD制度の共通認定プログラムです。

対象：建築CPD情報提供制度、JIACPD制度、建築士会CPD制度、建築設備士関係団体CPD制度、APECアーキテクト、APECエンジニア、建築・設備施工管理CPD制度

建築CPD単位取得が必要な場合は、「**建築CPD情報提供制度**」への事前参加登録が必要です。

## お問い合わせ

株式会社大田商会 〒063-0811 札幌市西区琴似1条2丁目7-1 TEL.011-688-6430